

(様式 1-3)

白河市生活拠点形成事業計画 生活拠点形成事業等個票

平成 30 年 10 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

| | | | | | |
|----------|-------------|-----|---------------------|-------------|-------|
| NO. | 5 | 事業名 | 災害公営住宅家賃低廉化事業（白河市内） | 事業番号 | A-2-1 |
| 交付団体 | 福島県 | | 事業実施主体（直接/間接） | 福島県（直接） | |
| 総交付対象事業費 | 101,662（千円） | | 全体事業費 | 101,662（千円） | |

事業概要

原子力災害により避難を余儀なくされている避難者の居住の安定を確保するため、災害公営住宅入居者への家賃を低廉化する。

【対象】

- ・ 南湖南団地（鬼越）
- ・ 白坂団地（白坂）

※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください

居住制限者の避難の状況との関係

東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故により、避難指示区域が設定され、役場機能を県内外の地域に移転せざるを得なくなるなど、原子力災害は本県の基盤を根底から揺るがすものとなっている。

災害公営住宅は、居住制限者にとってのコミュニティの形成・維持の拠点となるものであり、応急仮設住宅等からの移行を進め、居住の安定の確保を図るものである。

※避難者支援事業等である場合には以下の欄を記載。

| | |
|----------|--|
| 関連する基幹事業 | |
| 事業番号 | |
| 事業名 | |
| 交付団体 | |

基幹事業との関連性

| |
|--|
| |
|--|

(様式 1-3)

白河市生活拠点形成事業計画 生活拠点形成事業等個票

平成 30 年 10 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

| | | | | | |
|---|-------------|-----|-----------------------|-------------|-------|
| NO. | 6 | 事業名 | 東日本大震災特別家賃低減事業 (白河市内) | 事業番号 | A-3-1 |
| 交付団体 | 福島県 | | 事業実施主体 (直接/間接) | 福島県 (直接) | |
| 総交付対象事業費 | 17,169 (千円) | | 全体事業費 | 17,169 (千円) | |
| 事業概要 | | | | | |
| <p>原子力災害により避難を余儀なくされている避難者の居住の安定を確保するため、応急仮設住宅等に居住する特に所得の低い避難者が円滑に災害公営住宅に移行し速やかに住宅再建できるよう、災害公営住宅の家賃を一定期間、入居者が無理なく負担しうる水準まで低減する。</p> <p>【対象】</p> <ul style="list-style-type: none">・ 南湖南団地 (鬼越)・ 白坂団地 (白坂) <p>※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください</p> | | | | | |
| 居住制限者の避難の状況との関係 | | | | | |
| <p>東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故により、避難指示区域が設定され、役場機能を県内外の地域に移転せざるを得なくなるなど、原子力災害は本県の基盤を根底から揺るがすものとなっている。</p> <p>災害公営住宅は、居住制限者にとってのコミュニティの形成・維持の拠点となるものであり、円滑に恒久住宅に移行し、速やかに生活再建ができるよう特に所得の低い入居者の家賃を低減する必要がある。</p> | | | | | |

※避難者支援事業等である場合には以下の欄を記載。

| | |
|-----------|--|
| 関連する基幹事業 | |
| 事業番号 | |
| 事業名 | |
| 交付団体 | |
| 基幹事業との関連性 | |
| | |

(様式 1-3)

白河市生活拠点形成事業計画 生活拠点形成事業等個票

平成 30 年 10 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

| NO. | 1 | 事業名 | 災害公営住宅整備事業 (鬼越) | 事業番号 | A-1-1 | | | | | | |
|--|----------|----------------|-----------------|--------------|-------|------|----------|--------------|--------|--------------------|--|
| 交付団体 | | 福島県 | 事業実施主体 (直接/間接) | 福島県 (直接) | | | | | | | |
| 総交付対象事業費 | | 1,270,167 (千円) | 全体事業費 | 950,727 (千円) | | | | | | | |
| 事業概要 | | | | | | | | | | | |
| <p>原子力災害により避難を余儀なくされている避難者の居住の安定を確保するため、早期に災害公営住宅を整備する。</p> <p>【整備概要】</p> <p>整備戸数：28 戸</p> <p>整備箇所：福島県白河市鬼越地内</p> <p>整備手法：建設</p> <p>建設する建物の構造：木造戸建て</p> <p>『福島県復興計画 (第 2 次)』</p> <p>取組名：生活再建支援プロジェクト【復興公営住宅整備】</p> <p>取組内容：避難町村の意向を十分に確認しながら、県営住宅を含む様々な整備方法について実施中</p> <p>(事業間流用による経費の変更) (平成 27 年 7 月 31 日)</p> <p>整備戸数変更のため、新候補地の A-1-2 災害公営住宅整備事業 (白坂) へ 49,572 千円 (国費 43,375 千円) を流用。これにより、交付対象事業費は 1,308,973 千円 (国費 1,145,351 千円) から 1,259,401 千円 (国費 1,101,976 千円) に減額。</p> <p>(事業間流用による経費の変更) (平成 27 年 10 月 30 日)</p> <p>整備戸数変更により▲12 戸となったため、A-1-2 災害公営住宅整備事業 (白坂) へ 269,868 千円 (国費：236,134 千円) を流用。これにより、交付対象事業費は 989,533 千円 (国費：865,842 千円) に減額。</p> <p>(事業内容の確定に伴う基幹事業から効果促進事業への見直し) (平成 30 年 10 月 11 日)</p> <p>事業内容の確定に伴い、移管道路及び移管水路 (付替部分) を効果促進事業で実施することとなったため、38,806 千円 (国費：33,955 千円) を減額。これにより、交付対象事業費は 950,727 千円 (国費：831,886 千円) に減額。</p> <table border="1"><thead><tr><th>事業内容</th><th>事業費 (千円)</th></tr></thead><tbody><tr><td>道路部局に移管された道路</td><td>38,806</td></tr><tr><td>他部局に移管された水路 (付替部分)</td><td></td></tr></tbody></table> | | | | | | 事業内容 | 事業費 (千円) | 道路部局に移管された道路 | 38,806 | 他部局に移管された水路 (付替部分) | |
| 事業内容 | 事業費 (千円) | | | | | | | | | | |
| 道路部局に移管された道路 | 38,806 | | | | | | | | | | |
| 他部局に移管された水路 (付替部分) | | | | | | | | | | | |
| 居住制限者の避難の状況との関係 | | | | | | | | | | | |
| <p>東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故により、11 市町村に避難指示区域が設定され、9 町村 (現在は 7 町村) が役場機能を県内外の地域に移転せざるを得なくなるなど、原子力災害は本県の基盤を根底から揺るがすものとなっている。</p> <p>災害公営住宅は、避難者にとってのコミュニティの形成・維持の拠点となるものであり、早期に整備することが必要である。</p> | | | | | | | | | | | |

※避難者支援事業等である場合には以下の欄を記載。

| 関連する基幹事業 | |
|-----------|--|
| 事業番号 | |
| 事業名 | |
| 交付団体 | |
| 基幹事業との関連性 | |
| | |

(様式 1-3)

白河市生活拠点形成事業計画 生活拠点形成事業等個票

平成 30 年 10 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

| NO. | 7 | 事業名 | 災害公営住宅整備事業（効果促進事業）（鬼越） | 事業番号 | ◆A-1-1-2 | | | | | | |
|---|----------------|-----|------------------------|------------|----------|------|---------|--------------|--------|-------------------|--|
| 交付団体 | 福島県 | | 事業実施主体（直接/間接） | 福島県（直接） | | | | | | | |
| 総交付対象事業費 | 38,806（千円） | | 全体事業費 | 38,806（千円） | | | | | | | |
| 事業概要 | | | | | | | | | | | |
| <p>原子力災害により避難を余儀なくされている避難者の居住の安定を確保するため、早期に災害公営住宅を整備する。</p> <p>【整備概要】</p> <p>整備戸数：28 戸</p> <p>整備箇所：福島県白河市鬼越地内</p> <p>整備手法：建設</p> <p>建設する建物の構造：木造戸建て</p> <p>『福島県復興計画(第 2 次)』</p> <p>取組名：生活再建支援プロジェクト【復興公営住宅整備】</p> <p>取組内容：避難町村の意向を十分に確認しながら、県営住宅を含む様々な整備方法について実施中</p> <p>（事業内容の確定に伴う基幹事業から効果促進事業への見直し）（平成 30 年 10 月 11 日）</p> <p>事業内容の確定に伴い、移管道路及び移管水路（付替部分）を効果促進事業で実施することとなったため、38,806 千円（国費：31,044 千円）を増額。これにより、交付対象事業費は 38,806 千円（国費：31,044 千円）に増額。</p> <table><thead><tr><th>事業内容</th><th>事業費（千円）</th></tr></thead><tbody><tr><td>道路部局に移管された道路</td><td>38,806</td></tr><tr><td>他部局に移管された水路（付替部分）</td><td></td></tr></tbody></table> | | | | | | 事業内容 | 事業費（千円） | 道路部局に移管された道路 | 38,806 | 他部局に移管された水路（付替部分） | |
| 事業内容 | 事業費（千円） | | | | | | | | | | |
| 道路部局に移管された道路 | 38,806 | | | | | | | | | | |
| 他部局に移管された水路（付替部分） | | | | | | | | | | | |
| 居住制限者の避難の状況との関係 | | | | | | | | | | | |
| <p>東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故により、11市町村に避難指示区域が設定され、9町村（現在は7町村）が役場機能を県内外の地域に移転せざるを得なくなるなど、原子力災害は本県の基盤を根底から揺るがすものとなっている。</p> <p>災害公営住宅は、避難者にとってのコミュニティの形成・維持の拠点となるものであり、早期に整備することが必要である。</p> | | | | | | | | | | | |
| ※避難者支援事業等である場合には以下の欄を記載。 | | | | | | | | | | | |
| 関連する基幹事業 | | | | | | | | | | | |
| 事業番号 | A-1-1 | | | | | | | | | | |
| 事業名 | 災害公営住宅整備事業（鬼越） | | | | | | | | | | |
| 交付団体 | 福島県 | | | | | | | | | | |
| 基幹事業との関連性 | | | | | | | | | | | |
| <p>当初、基幹事業として事業着手していたが、事業の進捗に伴い事業内容が確定した結果、移管道路及び移管水路（付替部分）を効果促進事業として実施することになったため、事業計画の変更を行うもの。</p> | | | | | | | | | | | |